

【公表】

整理番号	105
契約番号	2農振財契第1318号
件名	令和3年度 無料情報誌のパンフレットラックへの配架業務委託
履行場所	公益財団法人東京都農林水産振興財団が指定する場所
概要	公益財団法人東京都農林水産振興財団が作成した無料情報誌を、指定する地下鉄駅構内に設置されているパンフレットラックへ配架する業務 ※詳細は別紙仕様書のとおり
契約期間	令和3年4月1日から令和3年10月15日まで
入札方式	希望制指名競争入札
希望申出要件	①又は②のいずれかの要件を満たす者で、本件仕様に対応可能な者 ①東京都における平成31・32年度物品買入れ等競争入札参加有資格者で、いずれかの営業種目に格付けされている者であること。(営業種目は問わない) ②当財団又は官公庁等において同様の業務の契約実績を有する者であること。
現場説明会	行わない
入札予定日時	令和3年2月19日(金) 午前10時00分
入札予定場所	公益財団法人東京都農林水産振興財団立川庁舎(東京都立川市富士見町3-8-1) 講堂
希望申出期間	令和3年1月29日(金)から令和3年2月5日(金)まで 午前10時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)(郵送「可」、但し期間内必着)
希望申出場所	〒190-0013 東京都立川市富士見町3-8-1 公益財団法人東京都農林水産振興財団 管理課
希望申出時の提出書類	(1) 希望票〔様式あり〕(必要事項を記入・押印) (2) 会社概要・実績一覧表〔様式あり〕(必要事項を記入) (3) 希望申出案件①に該当する場合は、 東京都の「平成31・32年度物品買入れ等競争入札参加資格審査受付票」の写し 及び「平成31・32年度競争入札参加資格審査結果通知書(物品等)」の写し 希望申出案件②に該当する場合は、 契約実績を証明するものの写し(契約書・請書の写しなど)
備考	(1) 指名停止等業者については、東京都に準じて取り扱うものとします。 (2) 指名業者の選定については、当財団入札参加業者選定基準によるものとします。 (3) <u>希望票の提出があっても、必ずしも指名されとは限りません。</u> (4) 指名通知は、指名した方のみに対して入札予定日の5日前までに行う予定です。 指名通知は、メールにても行いますので、「希望票」に担当の方のメールアドレスの記載をお願いします。 (5) 申込書類に不備がある場合、失格になることがあります。 (6) 関係する会社に該当する場合(親会社と子会社の関係にある場合、親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合、役員の兼任等がある場合)には、同一入札に参加することができません。 (7) 入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行わないこと。 (8) 入札結果(落札業者名、落札金額等)については後日公表します。予めご了承ください。
入札に関する問い合わせ先	公益財団法人東京都農林水産振興財団 管理課 【担当】 上原 住所 東京都立川市富士見町3-8-1 電話 042-528-0505 FAX 042-522-5397
仕様内容に関する問い合わせ先	公益財団法人東京都農林水産振興財団 地産地消・オリンピック・パラリンピック関連事業推進課 【担当】 矢野 住所 東京都立川市富士見町3-8-1 電話 042-528-0510

仕 様 書

1 件 名

令和3年度無料情報誌のパンフレットラックへの配架業務委託

2 契約期間

令和3年4月1日から令和3年10月15日まで

3 履行場所

公益財団法人東京都農林水産振興財団（以下「財団」という。）が指定する場所

4 委託内容

別紙「委託内容」のとおり

5 完了検査

受託者は、委託業務終了後、完了届を提出して財団の検査・確認を受けなければならない。

6 支払方法

検査完了後、適法な請求書を受理した日から30日以内に一括払いとする。

7 その他

（1）受託者は、本件委託業務の実施にあたっては、条例、規則関係法令等を遵守すること。

（2）環境により良い自動車利用

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、次の事項を遵守すること。

- ① 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）第37条のディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- ② 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車であること。
なお、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

（3）新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策

- ① 本契約においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に努めること。
- ② 契約後に新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に伴い、仕様書の内容に変更が生じる可能性が発生した場合、受発注者間において、契約金額の変更、履行期限（納入期限）の延長のための協議を行う。

この場合、受発注者いずれの責めにも帰すことができないものとして、契約書に基づき契約内容の変更を行うものとし、契約金額の変更については受発注者間での協議を踏まえ適切に対応する。

（４）本仕様書の解釈について疑義が生じた場合は、その都度財団と協議のうえ処理するものとする。

８ 担 当

公益財団法人東京都農林水産振興財団

地産地消・カリッと・パリッと関連事業推進課

〒190-0013 東京都立川市富士見町３－８－１

電話番号 ０４２-５２８-０５１０

委託内容

1 作業概要

(1) 概要

公益財団法人東京都農林水産振興財団（以下「財団」という。）が作成した、東京の農林水産業及び農林水産物に関する情報を広く PR する無料情報誌を、鉄道駅構内に設置されているパンフレットラック（以下「ラック」という。）を利用して配布する。本委託業務は、そのために必要となる、ラックの確保（ラック使用料は受託者が負担する）とラックへの配架である。

(2) 配架物

①種類

東京の農林水産業・農林水産物をPRする無料情報誌（7種類程度）

②形状等

縦 257 mm × 横 210 mm、16 頁

2 作業詳細

(1) 配架場所の協議、決定

契約締結後、直ちに【別紙1】により財団と協議の上で配架場所を決定し、財団の指定するラックのポケットを確保すること。協議の際には最新のラックの設置場所、空き状況、仕様等がわかる資料を財団に提示すること。

(2) 配架日程表の作成

配架場所決定後、配架開始前までに配架日程表を作成し、財団に提出すること。配架日程表の記載項目は別途協議する。なお、途中で変更があった場合は内容を更新し、財団に提出すること。

(3) 配架物の事前送付

配架物は、財団が初回配架日までに委託先の指定する場所に送付し、その後、在庫状況に応じて追加送付する。配架物は200部毎に梱包された状態で送付することとし、1回に送付する部数、送付日等は別途調整する。なお、事前送付にかかる費用は財団の負担とする。

(4) 配架物の保管

事前送付された配架物は適切に区分、保管し、財団からの在庫状況の問い合わせ等にいつでも回答できるようにすること。また、保管場所は衛生的な屋内で行うこととし、盗難の発生や動植物の侵入を防止するとともに風雨や日光、ホコリ、湿気等による情報誌の劣化を防止すること。配布期間終了後、ラック及び保管場所内に残った配架物は財団の指定する場所まで返送すること。

(5) 配架

①配架期間

ア 配架期間A 令和3年4月1日から令和3年9月30日まで

イ 配架期間B 令和3年7月1日から令和3年9月30日まで

②配架場所：「2 作業詳細 (1) 配架場所の協議、決定」による。

③配架の頻度：月2回とし、詳細は別途協議する。

- ④配架時の注意事項：情報誌の四隅を揃えて丁寧にポケットへ入れること。また、情報誌の折れやポケット内で前方等へ倒れることのないよう注意すること。

(6) レポートの作成

配架の実施結果、保管場所の在庫状況等について、月毎にレポートを作成し、翌月7日までに財団に提出すること。レポートの記載項目は別途協議する。

【別紙1】

	鉄道	路線	駅
1	都営地下鉄	浅草線	東銀座、東日本橋、浅草、その他
2	都営地下鉄	三田線	日比谷、神保町、春日、その他
3	都営地下鉄	大江戸線	国立競技場、青山一丁目、六本木、その他
4	都営地下鉄	新宿線	九段下、馬喰横山、市ヶ谷、その他
5	ゆりかもめ	東京臨海新交通 臨海線	豊洲、有明テニスの森、お台場海浜公園、その他

配架場所として上記の駅に設置されているラック及びラック内のポケット位置を選定する。
ただし、以下の条件とすること。

●配架期間A：令和3年4月1日から令和3年9月30日まで

- ・駅数：10駅（都営地下鉄のみ）
- ・ラック数：1駅につき1ラック、ポケット数：ラック1台につき5ポケットとする
- ・2カ月毎に配架場所を指定する

●配架期間B：令和3年7月1日から令和3年9月30日まで

- ・駅数：5駅（都営地下鉄3駅、ゆりかもめ2駅）
- ・ラック数：1駅につき1ラック、ポケット数：ラック1台につき5ポケットとする